



B@NEWS

2021年10月15日号



定時決定(算定基礎届)とは？



スタッフのみなさんこんにちは！！

先月の給与明細に同封して社会保険料変更のお知らせを対象の方にお送りしております。

今回の社会保険料の改定は、定時決定(算定基礎届)と呼ばれる社会保険料(健康保険と厚生年金保険)の見直しによって変更になっているものです。社会保険に加入されている方を対象に、毎年4～6月給与を基に見直しが行われ、9月分の社会保険料(フレインズだと10月15日給与)から適用となっております。

仕組みとしては、標準報酬月額と呼ばれる給与額に応じて分けられている等級が存在しており、4～6月の給与額の平均がどの等級に当てはまるかによって保険料が決められています。今まで控除されている社会保険料の等級よりも1等級でも増減があれば社会保険料変更の対象となります。

また、補足として時給や月給は昇(降)級した際に、変動月からの3ヶ月平均の給与を基に見直しが行われる随時改定と呼ばれる社会保険料の見直し制度もあります。こちらの場合、現在の標準報酬月額から2等級以上の差が生じた場合に社会保険料が変更になります。

社会保険料額表や社会保険料の見直し制度については、協会けんぽや日本年金機構のホームページに詳しく記載されておりますので、気になった方は一度ご覧ください。



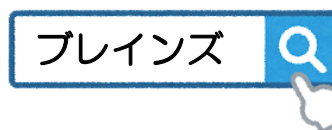
求職中のお友達を ご紹介ください！

お知り合いやお友達の中で、
転職を検討されている方や求職中の
方がいらっしゃいましたら
ブレインズにご紹介ください。

ブレインズ 管理課
kanri@brains-kgw.co.jp

ブレインズホームページ 日々更新中です！！

ブレインズホームページでは
B@NEWSのバックナンバーや新着
のお仕事情報、Facebookなどを
日々更新しています。
よろしければご覧ください。



- 2021年10月15日(金)の給与明細(個人支給明細書)を同封しております。
- 給与振込口座の記入間違いや口座変更の届出がないために生じた再振込手数料はご自身で負担していただきますのでご了承ください。給与手続き日との兼ね合いもありますので、変更の際は事前にご連絡をお願いします。
- 勤怠届提出の際には、必ず勤怠の事由欄(私用、病気、事故など)にもチェックをし、該当日までにFAXしてください。また、突発的な事由での欠勤・遅刻・早退・有給休暇の場合は、入社後すみやかに届け出てください。未記入の箇所があったり、提出が確認できなかったりする場合、電話もしくはメールにてご連絡をさせていただきます。
- ご登録の際にお教えいただいたメールアドレス宛に、お仕事情報やイベント情報をお送りすることがございます。不要の際はご連絡ください。
- ご結婚・お引越し・ご卒業・その他諸事情により住所・氏名・電話番号・eメールアドレス・給与振込口座などを変更される場合は、必ずブレインズまでご連絡をお願いいたします。給与明細をメール受信にされている方でメールアドレスの変更をされる場合は、給与専用アドレスにも変更の旨のご連絡をお願いします。メールフィルタの設定をされている場合、ブレインズからのメールが届かない可能性があります。今一度フィルタの確認をお願いいたします。



〒760-0027 高松市紺屋町1番地3
電話 087-813-2100 FAX 087-813-2101
URL <http://www.brains-kgw.co.jp/>
モバイル用 <http://www.brains-kgw.co.jp/m/>